

# 郷土室だより

## 中央区の「みち」

### (その6)

#### ◇番屋取払い

この「みち」シリーズは、最初の予定では江戸時代の江戸市中の「みち」に限ってとりあつかうつもりでした。

そのため前回(その5)の終わりに、「道路「開通」す!」の見出しで、長く存在した公道上の施設の取払い令を二つ紹介して、打ち切りにしました。

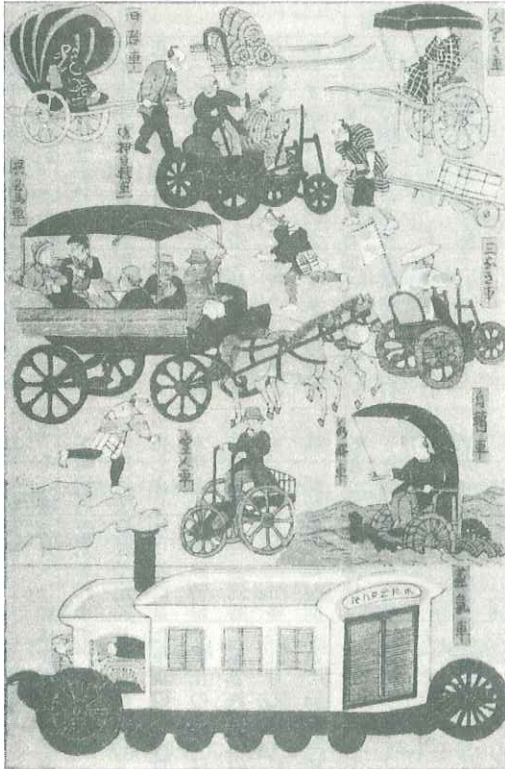
ところが思いがけなく、多くの読者から「もっと続けろ」、「明治期の「みち」が知りたい」といったようなご要望が寄せられました。筆者にとってはまことに嬉しい、そのようなご要望にこたえて、再びこの「みち」シリーズを続けてまいります。

はじめに前回でみた番屋取払い令について、改めてその意味を整理してみましよう。

慶応四年(一八六八)六月三日に、それまでの幕府の町奉行所の役割を引きついだ新政府の市政裁判所が、江戸市政の経費節約を理由に、各町の自身番の「詰方」の免除と、おおいその自身番の「場所減」を取払いの方針を明らかにしました。同時に各町の木戸や木戸番屋についても、「勝手次第」に取払えという指令を出したことを紹

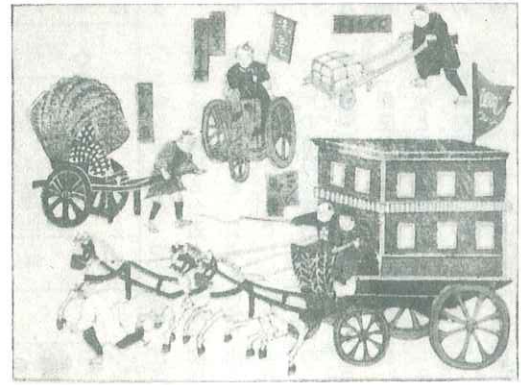
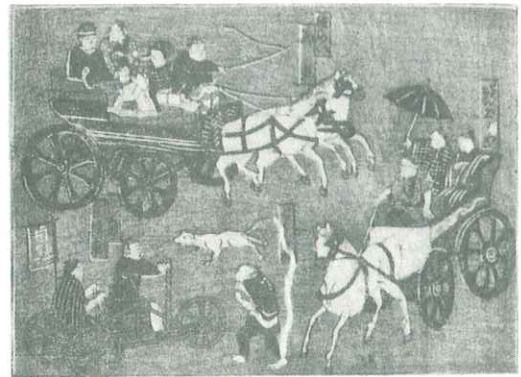
新式汽船

帝世の車



増田屋

新板流車行



介しました。

そして、この方針を決定的にした要因として、明治元年九月二十日に新政府が江戸以来の市政機関である「組々世話掛名主」宛に、天皇の東京行幸のさいの警備上の必要から、さし当たっては行幸の道筋の自身番屋・商番屋（木戸番屋のこと）の取扱いが命令されました。

これが直接のキッカケになって、この徳川時代の市政の中心的な施設は、急速に道路上から姿を消して行きました。これを強いて現在の施設と比較しますと、各町ごとにあった区役所の出張所と交番が、いっきよに廃止になったようなものでした。これは一般市民にとっても具体的に見られた、政権交替による変化だったわけです。

◇裁判所の誕生

のちの新政府——当時は「**宮方**」の軍隊が、江戸城に無血入城したのが慶応四年四月十一日のことで、「**宮方**」はさっそく軍政を行ないます。

しかし大都市江戸の都市行政の実務は、それまで通り、南・北の町奉行所にまかされました。「**宮方**」のスタッフでは大都市行政はとて手にも負えなかつたからです。

その約一か月後の五月十五日の、いわゆる、上野の戦争<sup>まで</sup>の江戸は、神田川を境いに南側は「**宮方**」、北側は旧幕臣の彰義隊が治安の維持に当たっていました。

ところがたった一日の戦闘で「**宮方**」が彰義隊を制圧して、はじめて江戸は名実ともに「**宮方**」——新政府のものになりました。

その四日後の五月十九日、新政府は改めて軍政機関である江戸鎮台をおき、その管下の行政機関の名称をつぎのよりに改めています。

旧幕時代	江戸鎮台
町奉行 (南) (北)	市政裁判所 (南) (北)
勘定奉行	民政裁判所
寺社奉行	社寺裁判所

さきに見た六月三日づけの自身番屋取扱い令は、この時に改称された市政裁判所のお触れだったことはいままでありません。

また寺社奉行が社寺裁判所となったのは、旧幕時代は神社はすべて寺院の支配下であったために「**神社**」でした。王政復古の新政府になると、それまでの関係は転倒して「**社寺**」となり

ました。やがて神道が国教になり、廃仏棄釈の勢いに寺院が苦しむ時期を迎えるのですが、この変化はその前ぶれだったわけですね。

勘定奉行→民政裁判所の実態は、現在の日本橋馬喰町一〜二丁目にかけてあった郡代屋鋪で、そこには、江戸近郊および関東地方一帯に散在していた幕府領を支配していた郡代の事務所がありました。時代によって多少の異動は十二の地方別の郡代の事務所が、軒を並べていました。なお明治二年には諸県出張所などと改称されています。

◇東京と改称

七月十七日に、新政府は天皇の名で「江戸を東京とする」ことを宣言した詔書を出しました。この時期のたてまえは天皇の本拠はあくまで京都であり、江戸は東の京都であるということから東京になったのです。そして八月四日には天皇の東京行幸が公表されました。

江戸が東京と改められてから一か月後の八月十七日、南・北二つの市政裁判所を統合して東京府が開庁しました。いちおうこの時点で軍政は解かれたわけですね。府の庁舎は幸橋門内の元の柳沢邸（千代田区内幸町）に定められま

した。そして実際にそこで事務をとり始めたのは九月二日からでした。

その後九月八日には慶応という年号が明治に改元されます。その月の二十日には天皇は予定通り東京に向けて出発しました。前に見た東京の自身番屋・木戸および木戸番屋の廃止の命令は、この出発の日と同時に出されたものです。なおその二日後の九月二十二日には、新政府軍に包囲されていた会津若松城が開城（降伏）しています。

すっかり「**みち**」に無関係なような事柄に寄り道してしまいました。読者から江戸から明治の移行期について、もう少ししくわしく知りたいという意見にこたえたものです。

◇庶地の研究

このシリーズの一つの柱は、江戸の町並みにおける公道と私有地の関係、具体的にいうと、公道上に張り出した町家の庇のあり方でした（七六号の「江戸の道路の構造」、七八号の「庶地の種類」以下、七九号の「釣庇三尺」・「銀座の場合」・「銀座煉瓦街」・「庇地と洋風建物」、八〇号の「公道の私有空間」・「ピロティ建築」・「いくつかの建築写真」などの項参照）。ここでこの『郷土室だより』の庇地



への関心とは別の庇地の研究を紹介し  
ましよう。

それは『総合都市研究』第十二号  
(一九八一)に掲載された「建築線制  
度に関する研究・その3——明治初年  
の庇地制限について——」という論文  
で、筆者は当時の東京都立大学都市研  
究センター・工学部の石田頼房氏と、  
都立大学工学部建築学科研究生の池田  
孝之氏です。

この長文の論文の最初にある要約を、  
さらに要約しますと、明治初年に東京  
・京都・大阪の三都市の、江戸時代以  
来からの庇地の扱いを紹介した上で  
(前略)東京府は一八八一年に、京  
都府は一八八二年に、それぞれ此の  
布達(庇地の不正常な状況の規制法  
令のこと)引用者)を廃止し、庇地  
を規制して道路空間を回復すること  
を諦めてしまった。しかし大阪府と  
大阪府は此の布達を維持し、最終的  
には一九四〇年頃までかけて、侵犯  
している庇や建物を取り壊し、本来  
の道路幅を回復した。

なぜ大阪府だけがこの事に成功し  
たのか、これが筆者の課題であった。  
(後略)

この三大都市の都市制度としての庇

表1 東京における道路への張出制限に関する布達・規則

1	1870年(明治 3年) 1月27日	防火上家屋制限(第2項道路への張出禁止)
2	〃 12月	橋台葭簀張床見世禁止
3	1871年(明治 4年)11月23日	取締規則制定(2項、商品張出禁止)
4	1872年(明治 5年) 2月10日	地券申請地租納方規則(庇地の扱い)
5	〃 3月 8日	武家地床店等取払
6	〃 5月	特定河岸地床店許可・地代取立
7	〃 10月25日	河岸地其他取締(往還等へ張出の家作・庇・床店取払)
8	〃 10月28日	無税地の家作等引料廃止
9	〃 11月13日	違式註違条例施行(8条張出禁止20条床店等制限)
10	1973年(明治 6年) 2月 4日	特定地区床店等許可・新規床店葭簀張制限規則
11	〃 10月30日	路上飯店間口奥行規定
12	1874年(明治 7年) 1月18日	庇地制限令(布達4号)
13	〃 4月 9日	同上遵守ノ件
14	〃 5月27日	邸内路地幅三間以上ノ件
15	〃 8月30日	庇地制限令ニ付戸長へ回答
16	1975年(明治 8年) 9月18日	庇地制限令遵守ノ件
17	1878年(明治11年) 1月16日	街路取締規則制定
18	〃 6月21日	〃 改正(18条下水外張出禁止)・違式註条例8条削除
19	1881年(明治14年) 2月 3日	焼失地庇地制限遵守ノ件
20	〃 5月 5日	庇地制限令廃止布達

『東京市史稿市街篇』、『法令類纂』等による。  
出典：『建築線制度に関する研究・その3』(『総合都市研究』第12号)。

◇関心のちが

地の扱いの比較研究の成果の中から、  
ここではその第一章の「東京における  
庇地制限令とその廃止」の中の第1表  
「東京における道路への張出制限に関  
する布達・規則」を引用することにし  
ます(なお説明の便宜上、引用者が番  
号をつけました)。

この庇地の研究は、はじめに紹介し  
たように近代都市の建築線の沿革を明  
らかにする目的のものといえます。さ  
らに江戸から明治にかけて都市制度の  
移行期に、はじめて庇地という具体的  
な施設と、その存在を許した都市制度  
に照準を当てて、建築史学の視角で事  
実を発掘された点に特徴があります。

ところがこの「みち」シリーズのよ  
うに、いわばあまり順序立てず、建築  
史学ではなく文化現象として「みち」  
を見直そうとしますと、引用した表に  
さらにつけ加えたくなる史料ができ  
ます。  
この場合の史料とは引用した表と同  
じく『東京市史稿 市街篇』であるこ  
とはいうまでもありません。

改めてお断りするまでもなく、引用の表が不備・不完全なものだといっているのではなく、同じ対象を取り扱っても扱いは、旧薩摩藩出身者でしたので、当人は、日常語のつもりでも、江戸っ子の耳にはひどく横暴なことばづかいに響いたことなどを始め、現実にもぐわれないことがずい分出てきました。

そのため旧制度における自身番・木戸番・辻番の役割が再認識されて、事実上はそれを復活させたものが、この番人制度でした。

番号 年 月 日 事項

6' 明治5・10・8 番人制度施行

8' // 5・11・3 道路清掃方指

9 // 5・11・13 違式註違条例

12 // 7・1・18 庇地制限令施

12' // 7・3 従来の中

行 共同便所の西

洋式改造

6' の番人制度については『東京市史

稿 市外篇 第五三』に詳しい史料

があります。ここでその内容をごく

簡単に述べますと、新政府になってか

らの東京の治安維持の武力は府兵↓邏卒

(俗にポリス、この時点で四千人員

ました)でした。

しかし今でも、高圧的な官憲の言動

を表現する「ことば」として、「オイ

！コラ！」式なるものが残っているよ

うに、明治初年の東京の警察官の多くは、旧薩摩藩出身者でしたので、当人は、日常語のつもりでも、江戸っ子の耳にはひどく横暴なことばづかいに響いたことなどを始め、現実にもぐわれないことがずい分出てきました。

そのため旧制度における自身番・木戸番・辻番の役割が再認識されて、事実上はそれを復活させたものが、この番人制度でした。

「人民ノ安寧ハ人民自ラ此ヲ保護スルハ相当ノ儀ニ付キ、今般是迄ノ邏卒御改置相成候条、自今海外各国之方法ニ照準シ、各区民費ヲ以テ

まかなえと指令されています。この辺の事情は、東京都公文書館刊行の都史紀要22『番人制度(明治初年の自治体警察)』(鷹見安二郎執筆)などが参考になります。

◇道路清掃

8'の「道路清掃方指示」をはじめ、この時期には「ドブ浚え」の指示、無提灯夜行の取締などをはじめ、現在で

いえば軽犯罪防止法や道路交通取締法に当たる法令が、たびたびくり返して

出されています。

なお前後しますが表の7の「河岸地取締」は、この年の二月に焼失した銀座に煉瓦街が建設中でしたが、銀座周

辺の水路の河岸が建築局の物揚場にな

っていたことによる取締だったよう

です。

もとにもどって十一月三日に出され

たこの「道路清掃方」は、全六条の法

令でしたが、それまで江戸の町の「み

ち」は、市民が清掃場所を奪い合うよ

うにして、いつもきれいに清掃されて

いたのですが、市民層の変動にもな

り意識の変化から「みち」が汚くな

てしまい、そのあげくにお上から監督

を受けるようになったのです。

9の「違式註違条例」とは、さきの

「道路清掃方指示」の項でふれたよう

に、現在の軽犯罪防止法や道路交通取締法の規定に当たる事項を、こと細かに決めたものでした。

そしてその処分当たって、警視出張所が行なった場合が「違式」、各小区屯所(さきの番人制度の屯所のこと)で処分した場合が「註違」でした。両方とも裁判なしで即決の量刑?で贖金(罰金)・笞刑(むち打ち)・拘留・懲役を含むものでした。

面白いのは木戸がなくなったおかげで、夜間に馬・馬車・人力車などを無灯火で「馳走」させる者などの、現在

でいえば、スピード違反がやたらに多かったことが察せられる法令が目につくことです。

第三十二条 斟酌ナク(あたりかま

わず)馬車ヲ疾駆セシメ

テ行人へ迷惑ヲ掛ケシ者

この暴走族は「註違罪目」によると、

罰金(六錢二厘五毛ないし十二錢五厘)。

それが払えないものは、(一日ヨリ少

ナカラス 二日ヨリ多カラス)の拘留

を受けたようです。

この明治初年の「軽犯罪防止法」が

必要になった原因の、最大の理由はく

り返しになりますが、明治新政府が何

の経過措置もしないで、一度に自身番

・木戸番・辻番を廃止したことであ

たとかんがえられます。

### 郷土資料室からのお知らせ

三月二十三日から「中央区沿革図集

月島篇」を、七千円でお分けしてい

ます。なかなか好評のようです。また

同時に、「中央区年表」も江戸時代篇

(上中下)以外の明治文化篇や大正世

相篇・昭和時代篇を一冊一六〇〇円

お分けできるようになりました。合

せてご利用下さい。